

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(159)	愛知県 半田市	平成27～ 令和4	46,137	34,603	10,562	7,921	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(160)	同 春日井市	平成28～ 令和4	26,406	19,804	6,771	5,078	同
(161)	大阪府 豊中市	平成29～ 令和4	133,700	100,275	28,602	21,452	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(162)	同 守口市	平成28～ 令和3	49,479	37,109	3,843	2,882	手当収入を認定して いなかったものなど
(163)	同 和泉市	平成29～ 令和4	12,276	9,207	3,511	2,633	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
(164)	同 東大阪市	平成29～ 令和4	23,509	17,631	8,257	6,193	同
(165)	岡山県 笠岡市	平成30～ 令和5	19,338	14,504	4,729	3,546	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
(166)	宮崎県 宮崎市	平成28～ 令和4	23,396	17,547	5,480	4,110	同
(167)	同 延岡市	平成28～ 令和4	16,625	12,468	5,788	4,341	同
(168)	同 日南市	平成29～ 令和5	33,617	25,212	6,662	4,996	同
(169)	沖縄県 沖縄市	平成28～ 令和4	202,713	152,035	47,776	35,832	同
(134)～(169)の計			6,394,603	4,795,952	513,939	385,454	

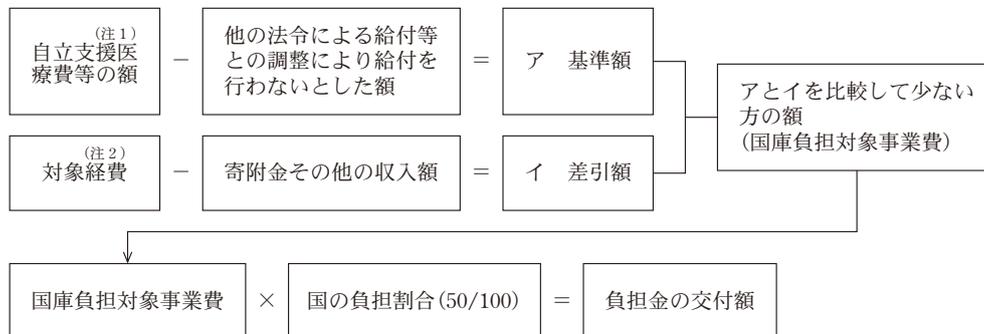
第3章  
第1節  
第6  
厚生労働省

(14) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 48,815,397 円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関等から自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、自立支援医療費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、障害者医療費国庫負担金交付要綱(平成21年厚生労働省発障第0519001号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。



(注1) 自立支援医療費等の額 自立支援医療等に要した費用のうち、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの額

(注2) 対象経費 都道府県等が自立支援医療費等の支給に要する費用であり、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの当該費用

本院が19都道府県の107事業主体において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、基準額及び対象経費について、次のとおり集計を誤っていた。すなわち、横浜市は、医療機関等の過誤請求による減額分を控除していないなどしており、また、三重県は、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの自立支援医療費の額を基に算定すべきところ、当該年度の4月診療分から3月診療分までの当該費用の額を基に算定するなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が計97,630,793円過大に算定されており、これに係る負担金計48,815,397円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において負担金の交付額の算定に当たり国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対	左に対する国	不当と認める	不当と認める
			象事業費	庫負担金交付	国庫負担対象	国庫負担金交
			千円	額	事業費	付額
(170) 神奈川県	横浜市	元～4	53,460,024	26,730,012	70,841	35,420
(171) 三重県	三重県	元、4	5,653,631	2,826,815	26,789	13,394
(170)(171)の計			59,113,656	29,556,828	97,630	48,815

(15) 障害児入所給付費等国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,004,825円

障害児入所給付費等国庫負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、①都道府県知事等の指定する障害児入所施設等(以下「障害児入所施設等」という。)に児童を入所させるなどの措置を取り、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は②障害児入所施設等から障害児入所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(平成19年厚生労働省発障第1218002号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 障害児入所措置費に係る分

